

(法第 10 条第 1 項第 2 号イ)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人フードバンクそお

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	安楽 稔		無
理事	原田 浩二		無
理事	川添 義一		無
理事	清水 孝志郎		無
理事	町田 祥吾		無
監事	吉野 実		無

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族については、役員総数が6人以上であれば、本人と合わせて2人までは役員となることはできますが、5人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の3分の1以下とすること。（法第2条第2項第1号ロ）